

第三期中期計画策定に向けた考え方

令和2年10月27日

公立大学法人三重県立看護大学

第二期中期目標・中期計画期間が今年度末で満了することから、現在、設置者である三重県において第三期中期目標の策定が進められており、本学においても地方独立行政法人法第26条により第三期中期計画の策定が求められています。

第三期中期計画の策定にあたっては、次期目標の策定方針をふまえ、多様化する保健医療ニーズや地域の特性を的確に捉えて、看護を実践できる人材の育成に取り組みます。また、地域に根差した看護学の研究拠点として、県内の保健・医療・福祉の向上と学術研究の発展に寄与するとともに、社会ニーズをふまえた研究活動を推進し、その成果を地域・社会へ還元していきます。さらに、県内の医療機関や市町等との連携のもとに、本学の知的資源等を活用し、地域の看護職のスキルアップや県民の健康に関する意識の向上に取り組みます。

記

【第二期の検証、点検】

第二期を総括すると、これまで注力してきた地域貢献の分野については、一定の成果が出ており、引き続きしっかり取り組んでいく必要があります。一方、教育や研究の分野については、教育研究活動の質を保証し、地域に根差した質の高い看護職員の育成に取り組むとともに、研究の成果を地域・社会へ還元していくことが求められています。

こうした中、社会経済状況等の変化など現状に即していないものや第二期で目的を達成した項目については、削除する方向で検討します。さらに、関連性の高い項目の統廃合や、より実践的、具体的取組は年度計画で記述するなどの整理を行います。

【第三期に向けた考え方】

次期目標は、第二期の基本的な考え方を継承し、新たな課題をふまえて策定が進められていることから、計画においても、評価委員会の「業務実績に関する評価結果」や「中期目標期間の中間総括に係る進捗状況報告書」、公益財団法人大学基準協会の認証評価結果などをふまえるとともに、県内の看護職員の活性化、地域包括ケアシステムの推進なども念頭に、時代の保健医療ニーズに即して地域の人々の健康づくりに貢献できる看護人材の育成と看護学の発展に向けて策定を進めます。

【今後の策定スケジュール】

第4回評価委員会（10月）

第三期中期計画（中間案）審議

第5回評価委員会（議決後）

第三期中期計画（最終案）意見決定

【第三期に重点的に取り組む事項について】

※ 関係する箇所に囲み線を付けています。

① 場を問わず俯瞰的視野をもって働ける看護師・保健師・助産師の育成

<21101 適切な選抜の実施>

看護職をめざす優秀な学生を確保するため、教育理念に基づいたアドミッションポリシーを明確に示し、多様な媒体、機会を利用して発信します。また、十分な基礎学力を備え強い修学意欲を持ち、将来、看護職者として社会や地域で活躍できる適性を持った入学生を確保するため、これまでの入学者選抜結果の分析・検証結果を活かし、選抜試験を実施します。

<21104 教育課程・教育方法・内容の充実>

県内医療機関や行政機関等の協力を得ながら、カリキュラムポリシーに基づき、全学生に対して看護師・保健師の両国家試験受験資格を得ることができる、幅広く質の高い教育を提供します。また、教育課程の評価を実施し、より適切な教育課程に改善・編成するとともに、大学での学修に必要な知識や理解力・コミュニケーション能力、臨床実践能力等の看護職者として備えるべき基礎的能力を身につけるための教育を充実します。さらに、看護職者として長期的なビジョンを持てるようにキャリアデザイン教育にも取り組むほか、国際的な視野の養成のため、海外の大学等との国際交流を促進します。

<21302 大社接続の支援>

学生が卒業生や看護職者等とつながり、幅広い分野の知見に触れることで自らの適性や関心等に気づき、卒業後の進路を決定することができるよう、大学と社会（医療機関、行政機関、地域社会）との連携に取り組みます。

また、実務を継続しながら、高度な専門性を有する看護職者として活躍できるよう、生涯をとおして求められる実践能力向上のための支援に取り組みます。

② 地域交流センター活動と研究を結びつける

<22101 研究と地域課題との循環の促進>

地域の保健・医療・福祉の向上に資するため、行政をはじめとした関係機関との連携・協働を深め、地域の特性や課題、ニーズに応じた研究や看護学の発展に寄与する研究を行います。また、連携協力協定病院等の医療・保健機関との連携を強化し、研究の活性化を図っていきます。

③ 看護職継続教育

<31101 看護職者の能力向上>

看護学の教育研究拠点として地域交流センターを核に、県内の保健・医療・福祉の向上に貢献できるよう地域連携事業を積極的に推進し、県内の看護職者の質向上のための教育及び研究を支援します。

<31102 卒業生へのキャリア支援>

本学卒業生を対象に就労状況やキャリア支援に係るニーズ調査等を実施し、**卒業生のニーズに応じた支援等を行います。**

<21302 大社接続の支援>

学生が卒業生や看護職者等とつながり、幅広い分野の知見に触れることで自らの適性や関心等に気づき、卒業後の進路を決定することができるよう、大学と社会（医療機関、行政機関、地域社会）との連携に取り組みます。

また、**実務を継続しながら、高度な専門性を有する看護職者として活躍できるよう、生涯をおして求められる実践能力向上のための支援に取り組みます。**

④ 県・市町・病院との連携

<22101 研究と地域課題との循環の促進>

地域の保健・医療・福祉の向上に資するため、行政をはじめとした関係機関との連携・協働を深め、地域の特性や課題、ニーズに応じた研究や看護学の発展に寄与する研究を行います。また、**連携協力協定病院等の医療・保健機関との連携を強化し、研究の活性化を図っていきます。**

<33101 教育研究活動に基づく社会・地域貢献>

行政機関や医療機関、福祉施設等と情報交換等を行い、地域のニーズを把握し、教員各自の専門分野を活かして、県内の保健・医療・福祉の課題解決や行政機関の政策立案等に協力します。また、教員が学術研究団体等に参画・連携し、広く社会に資する活動を推進します。

⑤ 人材育成を担う看護教育者の育成方法の検討

<21106 教育課程・教育方法・内容の充実>

研究科の教育課程を評価することにより、**より適切な教育課程に改善・編成し、質の高い教育プログラムを提供して、看護専門職者の育成を行います。**

【その他】

○全体項目数について

第二期 項目数 47 項目 ⇒ 第三期 項目数 39 項目（新規 5 項目）

（参考）新規項目

《21302 大社接続の支援》

《22101 研究と地域課題との循環の促進》

《41102 教職員の健康管理》

《42102 図書館運営の充実》

《43101 大規模災害等への対応》

●参考：関係法令の抜粋

地方独立行政法人法（平成十五年七月十六日法律第百十八号）

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二～五（略）

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2（略）

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4～5（略）

（中期目標等の特例）

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 公立大学法人に関する第二十六条第四項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。